

持続可能な循環資源活用総合対策事業実施要領

制 定 29食産第5498号

平成30年3月29日

農林水産省食料産業局長通知

第1 目的

農山漁村6次産業化対策事業実施要綱（平成24年4月20日付け23食産第4049号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別表1の事業の種類欄のⅠの1の（2）の持続可能な循環資源活用総合対策事業は、実施要綱及び農山漁村6次産業化対策事業補助金交付要綱（平成24年4月20日付け23食産第4051号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、本要領により実施するものとする。

第2 事業実施主体

1 実施要綱別表1の事業実施主体の欄の2の食料産業局長が別に定める者は、次に掲げるとおりとする。

（1）第3の1の（1）のアの事業（（ウ）の②を除く。）

民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、特定非営利活動法人、企業組合、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人及び法人格を有さない団体で事業承認者（実施要綱第5の1の事業承認者をいう。以下同じ。）が特に必要と認める団体（以下「特認団体」という。）

（2）第3の1の（1）のアの（ウ）の②の事業

農林漁業者、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費生活協同組合、技術研究組合、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、特殊法人、認可法人、公社、独立行政法人及び特認団体

（3）第3の1の（1）のイの事業

農林漁業者、農林漁業者の組織する団体、民間事業者、地方公共団体、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合及び特認団体

（4）第3の1の（1）のウの事業

次に掲げる要件を全て満たす協議会

ア 地域活性化に資する再生可能エネルギーの地産地消の取組の推進を目的とするものであること。

イ 市町村（複数市町村の場合は隣接しているものに限る。）及び再生可能エネルギーの需給マネジメントやエネルギーの売買についてのノ

ノウハウを有する事業者がその構成員に含まれていること。

ウ 代表者の定めがあること。

エ 協議会としての意思決定の方法、事務処理及び会計処理の方法並びに責任者、財産の管理の方法、公印の管理及び公印の使用の方法並びに責任者、内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約その他の規程が定められていること。

オ 規約その他の規程に定めるところにより、1つの手続につき複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みとなっており、かつ、その執行体制が整備されていること。

カ 協議会を構成している地方公共団体の担当部局のうち1つ以上が協議会の事務局の一部を構成していること、又は協議会を構成している地方公共団体の管理職等責任のある立場の者のうち1名以上が協議会の事務処理及び会計処理において責任のある立場にあること。

キ 2名以上の監事を置くこと。

(5) 第3の2の事業

農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費生活協同組合、学校法人、公社、独立行政法人、社会福祉法人、社会福祉協議会及び特認団体

2 特認団体は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 主たる事務所の定めがあること。

(2) 代表者の定めがあること。

(3) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。

(4) 各年度ごとに事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。

3 特認団体の申請をする団体は、事業実施計画（実施要綱第5の1の事業実施計画をいう。以下同じ。）を提出する際、別記様式2を併せて事業承認者に提出して、その承認を受けるものとする。

4 1の(4)の協議会は、事業実施計画を提出する際、別記様式1の別添6及び別添7を併せて事業承認者に提出して、その承認を受けるものとする。

第3 事業の内容等

本事業の内容及び交付要綱第1の事業の経費のうち補助対象となる経費の範囲は、次に掲げるとおりとする。

1 循環資源活用対策事業

(1) 循環資源活用支援事業

ア 地域資源活用展開支援事業

(ア) 計画策定支援

農山漁村における課題について、地域資源のマテリアル利用やエネルギー利用により、解決しようとする市町村や農林漁業者等を対象に、専門家が現地に赴き、事業計画策定のための課題整理・要件の明確化や各種調査、手続等にアドバイスやフォローアップを行うとともに、関連事業者とのマッチングや、国が実施している各種支援施策について、継続的な紹介等を行う。また、これらの取組内容及び地域循環資源の活用に係る課題とその克服方法を整理し、報告書として取りまとめる。

（補助対象経費）

事務局員手当・旅費、専門家謝金・旅費、賃金、会場借料、基本装飾費、印刷製本費、通信運搬費及び消耗品費

（イ）相談窓口の設置

地域循環資源のマテリアル利用やエネルギー利用により農山漁村の活性化に取り組んでいる、又は取り組もうとしているものの、課題を抱え取組が進まない等の状況にある地方公共団体や農林漁業者等に対し、相談窓口を設置し、専門家による課題解決に向けたアドバイスを行う。また、これらの取組内容及び地域循環資源の活用に係る課題とその克服方法を整理し、報告書として取りまとめる。

（補助対象経費）

事務局員手当・旅費、専門家謝金・旅費、賃金、印刷製本費、通信運搬費及び消耗品費

（ウ）全国的な推進・情報提供支援

① 地域循環資源の活用に関する情報発信

地域循環資源を活用した発電・熱利用等の地域活性化につなげる取組を全国的に展開していくため、農林漁業における導入・利用のメリット、先進的な事例等の情報発信・普及及び勉強会の開催を行う。また、これらの取組内容及び地域循環資源の活用に係る課題とその克服方法を整理し、報告書として取りまとめる。

（補助対象経費）

事務局員手当・旅費、講師謝金・旅費、賃金、会場借料、基本装飾費、印刷製本費、通信運搬費及び消耗品費

② バイオマス産業都市推進協議会の体制整備等

㊦ 推進協議会の運営

バイオマス産業都市（以下「産業都市」という。）間のネットワーク化及び推進体制強化のため、選定された産業都市の実施体制メンバー、関係府省及び民間企業等で構成される推進協議会の事務局としてその運営を行う。

㊧ 経理管理指導等

別途定めるバイオマス産業都市募集要領の手続により産業都市として選定された地域のバイオマス産業都市構想（以下「産

業都市構想」という。)に位置付けられた事業化プロジェクトの経理管理指導等を行う。

㊦ 構想づくり支援

産業都市構想の策定に向けた意欲がある地方公共団体の構想づくりを専門家派遣等により支援する。

㊧ シンポジウムの開催等

産業都市構想の実現を推進するため、シンポジウム開催や関連するデータ整理を行う。

㊨ 推進協議会の自立化検討

将来的に推進協議会が主体となり、産業都市構想の策定及び実現を推進する体制を構築するための検討を行う。

(補助対象経費)

事業に直接従事する者の人件費（補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化等について（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に基づき算出される経費）、報償費（謝礼金）、旅費（普通旅費、調査旅費、委員等旅費）、消耗品費（機械・備品に該当しない物品の購入費）、役務費（通信運搬費、筆耕翻訳料、雑役務費、印刷製本費）、委託料（コンサルタント等の委託料）並びに使用料及び賃借料（会議用会場、物品等の使用料、借料及び損料）

イ メタン発酵消化液等の肥料利用の促進事業

次の（ア）又は（イ）の取組を行う。

（ア）メタン発酵消化液等の利用促進活動の推進

メタン発酵消化液及び食品リサイクルたい肥等（以下「消化液等」という。）を肥料として地域で有効利用するため、以下の取組を行う。

① 協議会等設立・運営

消化液等製造者、地方公共団体、農業者、地域住民、有識者等で構成される協議会等を設立し、消化液等の肥料としての有効性についての情報収集及び見識等の共有や消化液等を肥料として利用するための課題の抽出を行い、②により得た成果と合わせて課題の解決方法等の検討を行うとともに、消化液等を有効利用するためのロードマップ等の作成を行う。

② 先進地視察

消化液等の肥料利用が良好になされている先進地を視察し、本取組の参考となる情報を得る。

③ 報告書作成

①及び②の成果を取りまとめ、報告書を作成する。

(補助対象経費)

委員謝金、委員等旅費、印刷製本費、消耗品費、通信運搬費、会場

借料及び調査研究員等手当

(イ) 農業者等への理解醸成の促進

消化液等の肥料利用について、地域の農業者等の理解醸成を促進するため、以下の取組を行う。

① 肥効分析

②で用いる消化液等についての肥効分析を行う。

② 現地圃場調査・実証

現地圃場における消化液等の肥料散布調査・実証を行う。

③ 普及啓発資料作成・サンプル提供

①及び②の結果等を用いた普及啓発資料の作成・配布、消化液等のサンプル提供等を行う。

④ 研修会開催

①から③までの結果等を用いた研修会を開催する。

⑤ 報告書作成

①から④までの成果を取りまとめ、報告書を作成する。

(補助対象経費)

肥効分析費、圃場実証費（肥料の散布に必要となる消化液等の運搬費、肥料散布機器賃料、実証圃場借上費、農作業委託費）、印刷製本費、講師謝金・旅費、会場借料、消耗品費、通信運搬費及びサンプル提供費

ウ 農山漁村再生可能エネルギー地産地消型構想支援事業

地方公共団体や農林漁業者等の地域の関係者が主導する再生可能エネルギーの地産地消の取組開始を目指し、農山漁村における地域内のエネルギーマネジメントの検討及び事業化構想を作成するため、事業実施主体が自ら又は専門家を活用して、以下の取組を行う。

(ア) 農林漁業を中心とした地域内の再生可能エネルギー電気やその発電から併せて発生する熱の需給バランス調整システムの導入可能性調査及び事業化可能性調査

(イ) 地域内需給を踏まえた再生可能エネルギーの更なる導入検討

(ウ) 地域主体の小売電気事業者の設立の検討

(エ) 再生可能エネルギーの地産地消の取組による農林漁業及び地域の活性化策の検討

(オ) 地域関係者及び外部有識者等による意見交換や事業検証の実施

(カ) 地域の合意形成を図るための説明会の開催

(キ) 事業化資金計画の作成

(ク) 電気事業者や金融機関との折衝等

さらに、農林水産省が開催する本事業の情報交換会に参加し、事業実施者主体で事業の進捗状況や課題について報告及び共有する。

(補助対象経費)

事務局員手当・旅費、賃金、委員謝金・旅費、委託費、印刷製本費、

通信運搬費、会場借料、計測器等のリース料、資料購入費及び消耗品費等

2 食品産業環境対策事業

(1) 食品ロス削減国民運動の展開事業

食品関連事業者による商慣習の見直し等の食品ロス削減に向けた取組や、フードバンクの利用促進や信頼性向上のための取組等への支援を総合的に実施することにより、フードチェーン全体で食品ロス削減国民運動（NO-FOODLOSS PROJECT）を展開する。

ア フードバンク活動の推進事業

食品関連事業者から発生する食品ロス削減を促進するため、平成30年4月1日においてフードバンク活動の開始から3年を経過していないフードバンク活動団体又は青果物等生鮮食品の取扱量を拡大するフードバンク活動団体がフードバンク活動の発展に向け、次の（ア）又は（イ）の取組（家庭から発生する余剰食品を提供するフードドライブ活動に関する取組を除く。）を行う。

（ア）検討会の開催等

次の①から⑥までの取組を行う。ただし、②、③、④及び⑤の取組については、いずれか1つ又は複数の取組を選択して実施するものとする。

① 検討会の開催

特定非営利活動法人、食品関連事業者、社会福祉法人、フードバンク活動団体、消費者団体等で構成される検討会を設置し、フードバンク活動の普及による食品ロス削減の検討を行い、今後の具体的活動方策等を取りまとめる。

（補助対象経費）

委員謝金・旅費、会場借料、印刷製本費、通信運搬費及び消耗品費

② 研修会等の開催

食品関連事業者、フードバンク活動団体等の実務に携わる関係者に向け、①で取りまとめた内容を説明するための研修会等を開催する。

（補助対象経費）

講師謝金・旅費、事務局員旅費、会場借料、印刷製本費、通信運搬費及び消耗品費

③ 普及啓発

フードバンク活動の社会的意義や食品ロス削減の効果等の普及啓発資料を作成し、食品関連事業者や消費者等に対し普及啓発を行う。

（補助対象経費）

講師謝金・旅費、事務局員旅費、会場借料、印刷製本費、通信運

搬費、普及啓発資料作成費（デザイン費を含む。）及び消耗品費

④ 人材育成

フードバンク活動団体の人材育成に向けて、食品衛生管理及びフードバンク活動団体の運営方法等の習得のため、食品衛生責任者講習、先進フードバンクでの現地研修を受講する等の取組を行う。

（補助対象経費）

講習会等受講費（講習会受講料、研修指導謝金）及び受講者旅費

⑤ 連携強化

他のフードバンク活動団体との連携強化を図るための情報交換会を開催する。

（補助対象経費）

講師謝金・旅費、会場借料、通信運搬費、消耗品費及び印刷製本費

⑥ 報告書の作成

①から⑤までの取組による成果を取りまとめ、報告書を作成し、公表する。

（補助対象経費）

印刷製本費

（イ）フードバンク活動支援

フードバンク活動のための食品の保管用倉庫、運搬用器具、入出庫管理用機器等の賃借を行う。

（補助対象経費）

次に掲げる賃借料

① 未利用食品を一時保管するための常温倉庫、保冷倉庫、業務用冷凍冷蔵庫等の賃借料

② 未利用食品を運搬するためのハンドリフト、レンタカー等の賃借料（燃料を除く。）

③ 未利用食品の在庫管理又は入出庫管理のための機器等の賃借料（インク等の消耗品を除く。）

イ サプライチェーン上の商慣習の見直し事業

個別企業等では解決が困難な商慣習の見直しに向け、次に掲げる取組を行う。

（ア）検討会の開催

学識経験者、食品関連事業者等で構成される検討会を設置し、商慣習の見直しに取り組む企業の拡大、加工食品の納品期限を緩和する対象品目の拡大、賞味期限の年月表示化、日配品のロス削減等、食品ロス削減のためのサプライチェーン上の商慣習の見直しについて、今後の具体的方策等の取りまとめを行う。

（補助対象経費）

委員謝金・旅費、事務局員手当・旅費、会場借料、印刷製本費、通信運搬費及び消耗品費

(イ) 調査研究

(ア) の検討を行うため、商慣習の見直しに取り組む企業の拡大、加工食品の納品期限を緩和する対象品目の拡大等に向け、食品関連事業者の動向の把握やデータ収集・分析等の各種調査を行う。

(補助対象経費)

協力謝金、調査研究員等手当・旅費、集計整理等賃金、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費及び資料購入費

(ウ) 報告書の作成

(ア) 及び (イ) の取組による成果を取りまとめ、報告書を作成し、公表する。

(補助対象経費)

印刷製本費

(2) 食品産業の地球温暖化・省エネルギー対策促進事業

ア 事業者の地球温暖化・省エネルギー対策に向けた調査・分析及び検討会・研修会の開催

食品産業における地球温暖化防止・省エネルギーへの自主的な取組を促進するため、次に掲げる取組を行う。

(ア) 検討会・研修会等の開催

食品産業の温室効果ガス排出量削減・省エネルギー等に関する知識、経験を有する専門家等で構成される検討会を設置し、(イ) の実態調査の企画設計、実態調査結果の取りまとめ及び取りまとめ結果に基づき、食品事業者の温室効果ガス排出量削減・省エネルギーの取組の促進を目的とする研修会等の企画運営を行う。

(補助対象経費)

委員謝金・旅費、講師謝金・旅費、事務局員手当・旅費、会場借料、印刷製本費、情報発信費、消耗品費、通信運搬費及び委託費

(イ) 事業者の実態調査

低炭素社会実行計画において温室効果ガス排出量削減が停滞傾向にある業種の事業者及びエネルギーの使用の合理化等に関する法律に伴う事業者クラス分け制度でSクラスの割合が低い業種の事業者を対象として、省エネルギー・温室効果ガス排出量削減に向けた取組等に関する実態調査を行う。

(補助対象経費)

印刷製本費、調査研究員等手当・旅費、謝金、消耗品費、通信運搬費及び委託費

(ウ) 報告書の作成

(ア) 及び (イ) の取組の成果を報告書にし、公表するとともに、インターネット等を活用した情報提供を行う。

(補助対象経費)

印刷製本費及び情報発信費

イ 優良者表彰の実施

食品産業の持続可能な発展に寄与する地球温暖化防止・省エネルギー等の優れた取組を表彰するため、次に掲げる取組を行う。

(ア) 審査委員会等の実施

表彰事業の企画運営を行うとともに、食品産業の温室効果ガス排出量削減・省エネルギー等に関する知識・経験を有する専門家等で構成される審査委員会を設置し、表彰者の選定を行う。

(補助対象経費)

事務局員手当・旅費、審査委員謝金・旅費、会場借料、印刷製本費、通信運搬費、情報発信費及び消耗品費

(イ) 優良者表彰式の開催

優良者の表彰式を開催するとともに、インターネット等を活用して表彰事例の情報提供を行う。

(補助対象経費)

事務局員手当・旅費、補助員手当・旅費、講師謝金・旅費、受賞者等出席旅費、会場借料、印刷製本費、通信運搬費、情報発信費及び消耗品費

第4 事業の実施期間

本事業の実施期間は、平成30年度から平成34年度までとする。ただし、農山漁村再生可能エネルギー地産地消型構想支援事業の実施期間は、平成30年度限りとする。

第5 採択基準

実施要綱第4の1の食料産業局長が別に定める採択基準は、次に掲げるとおりとする。

1 第3の1の(1)のアの事業((ウ)の②を除く。)

(1) 事業実施主体が多様な地域循環資源のマテリアル利用やエネルギー利用に関する十分な専門的知見を有しており、かつ、農林漁業と調和した地域循環資源のマテリアル利用やエネルギー利用の推進に関する活動を行った経験を有していること。

(2) 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するために適切なものであること。

(3) 事業実施主体の財務的基盤が安定しているとともに、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。

2 第3の1の(1)のアの(ウ)の②の事業

(1) 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するために適切なものであること。

- (2) 事業実施内容が、産業都市構想の推進に資するものとなっていること。
- (3) 事業実施主体がバイオマス利活用に関する知見を有するなど事業の円滑な実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。

3 第3の1の(1)のイの事業

- (1) 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- (2) 消化液等の肥料利用を促進することを目的に組織した協議会等が設立済み、又は事業採択後速やかに設立することを確認できること。
- (3) 事業実施主体が事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- (4) 事業費のうち事業実施主体の負担分について、適正な資金調達が可能であること。

4 第3の1の(1)のウの事業

- (1) 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するために適切なものであること。
- (2) 事業実施主体を構成する民間団体等の財政的基盤が安定しているとともに、事業実施主体は、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- (3) 事業実施主体を構成する市町村は、事業実施計画を反映した農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号）に基づく基本計画を策定・公表することが確実に見込まれること。
- (4) 本事業で設立を検討する地域主体の小売電気事業者については、資本金の過半を地方公共団体や地域の農林漁業者等が出資する等、当該地域関係者が小売電気事業者の意思決定を実質的に支配する体制が構築されることが確実に見込まれること。
- (5) 地域内のエネルギーマネジメント及び農林漁業の発展に資する取組を行うために、これらの取組に関連する主体との調整及び連携を行う体制が構築されており、又は構築されることが確実に見込まれること。
- (6) 事業実施中及び事業終了後においても、電力システム改革や固定価格買取制度の見直し等の情勢変化に対応できるような体制が見込まれること。
- (7) 再生可能エネルギーの地産地消を推進することを通じて、地域の農林漁業の健全な発展に好影響を及ぼすことが期待される内容となっていること。
- (8) 再生可能エネルギーの地産地消を推進することにより、地域の農林漁業の生産活動に必要な農林地並びに漁港及びその周辺水域の確保、良好な自然環境及び住環境の形成等を図るための諸法令に違反することがないと認められること。

- (9) 事業終了後速やかに、地域主体の小売電気事業者が、地域内で発電した再生可能エネルギー電気を地域の農林漁業関連施設等へ供給を行う計画となっていること。

2 第3の2の事業

- (1) 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- (2) 事業実施主体が事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- (3) 事業費のうち事業実施主体の負担分について、適正な資金調達が可能であること。

第6 事業実施手続

1 事業実施計画の作成及び承認

- (1) 事業実施主体は、実施要綱第5の1の規定に基づき、別記様式1により事業実施計画を作成し、事業承認者に提出して、その承認を受けるものとする。ただし、事業実施計画の変更(2の重要な変更に限る。)又は中止若しくは廃止の承認申請については、交付要綱第8の変更承認申請書の提出をもって、これに代えることができる。
- (2) 実施要綱第5の1の事業実施計画の承認は、別記様式3により行うものとする。

2 事業実施計画の重要な変更

実施要綱第5の2の食料産業局長が別に定める重要な変更は、交付要綱別表1のIの1の(2)の持続可能な循環資源活用総合対策事業の項の重要な変更の欄に掲げる変更及び3により委託する事業の新設又は内容の変更とする。

3 事業の委託

事業実施主体は、他の者に本事業の一部を委託して行わせる場合は、次に掲げる事項を事業実施計画の別記様式1の別添1-1の(8)若しくは別添1-2の(7)の備考欄又は別添2の「第2 総括表」の「事業の委託」の欄若しくは別添5の(8)の備考欄に記載し、かつ資料を添付することにより事業承認者の承認を得るものとする。ただし、委託して行わせる範囲は事業費の2分の1を超えてはならない。

- (1) 委託先が決定している場合は、委託先名
- (2) 委託する事業の内容及びそれに要する経費

第7 事業実施状況等の報告

1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、実施要綱第7の規定に基づき、事業終了後速やかに、事業実施計画(別記様式1)に準じて事業実施状況等に係る報告書を作成し、事業承認者に提出するものとする。なお、報告書は交付要綱第13の1

の規定に基づく実績報告書の提出をもって、これに代えることができる。

2 事業成果の報告

事業実施主体は、第3の1の（1）のイの事業においては別記様式4により、第3の1の（1）のウの事業においては別記様式5により、その実施する事業を終了した年度の翌年度から5年間、事業成果状況報告書を作成し、毎年度4月末日までに事業承認者に提出するものとし、第3の2の（1）のアの事業におけるフードバンク活動の実施が事業年度内に達成されていない場合には、達成されるまでの間、別記様式6の事業成果報告書により毎年度6月末までに前年度の状況を事業承認者に提出するものとする。

第8 報告又は指導

- 1 事業承認者は、第7の2の規定により事業実施主体から提出される事業成果状況報告書及び事業成果報告書の継続的な確認を行うとともに、必要な指導を行うものとする。
- 2 事業承認者は、1のほか、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業実施要領（平成25年5月16日付け25食産第417号農林水産省食料産業局長通知）、食品リサイクル促進等総合対策事業実施要領（平成26年4月1日付け25食産第4567号農林水産省食料産業局長通知）、農山漁村再生可能エネルギー地産地消型構想支援事業実施要領（平成28年4月1日付け27食産第5354号農林水産省食料産業局長通知）及び地域バイオマス利活用推進事業実施要領（平成29年3月31日付け28食産第5757号農林水産省食料産業局長通知）は、廃止する。
- 3 2の規定による廃止前の要領により実施した事業については、なお従前の例による。

別記様式 1（第 2、6、7 関係）

番 号
年 月 日

（事業承認者） 殿

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名 印

平成○年度持続可能な循環資源活用総合対策事業の事業実施計画の
承認（変更又は中止若しくは廃止の承認）申請について

農山漁村 6 次産業化対策事業実施要綱（平成24年 4 月20日付け23食産第4049
号農林水産事務次官依命通知）第 5 の 1（注 1）の規定に基づき、関係書類（注
2）を添えて、承認（変更又は中止若しくは廃止の承認）を申請する。

（変更の理由）

○○○○○○○○○○（注 3）

（中止又は廃止の理由）

○○○○○○○○○○（注 4）

（注 1）変更又は中止若しくは廃止の承認申請の場合は、「第 5 の 2」とする。

（注 2）関係書類として、以下を添付すること。

① 地域資源活用展開支援事業

計画策定支援・・・・・・・・・・・・・・・・別添 1－1

相談窓口の設置・・・・・・・・・・・・・・・・別添 1－1

地域循環資源の活用に関する情報発信・・・・・・・・別添 1－1

バイオマス産業都市推進協議会の体制整備等・・・・・・・・別添 1－2

② メタン発酵消化液等の肥料利用の促進事業・・・・・・・・別添 2、3、4

③ 農山漁村再生可能エネルギー地産地消型構想支援事業・別添 5、6、7

④ 食品産業環境対策事業・・・・・・・・・・・・・・・・別添 2

（注 3）事業の内容の変更の承認申請の場合には、その変更の理由を記載し、
承認通知があった事業実施計画の事業の内容等と容易に比較対照できる
よう、事業実施計画の変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上
段に記入すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるも
のについては省略する。

（注 4）事業の中止又は廃止の承認申請の場合には、その理由を記載すること。

(注5) 事業実施結果に係る報告書として本様式を用いる場合には、件名を「平成○年度持続可能な循環資源活用総合対策事業事業実施計画の実施結果の報告について」とし、地域資源活用展開支援事業及び農山漁村再生可能エネルギー地産地消型構想支援事業については、成果を取りまとめた報告書を添付すること及びメタン発酵消化液等の肥料利用の促進事業及び食品産業環境対策事業については、別添2「第2 総括表」及び「第3 個別事業実施計画添付資料」には実績を記載すること。

(別添 1 - 1) (第 2、6、7 関係)

地域資源活用展開支援事業実施計画書

事業 項目 名	事業実施要領の第 3 の 1 の (1) のアに掲げる事業項目 (ア) 計画策定支援 (イ) 相談窓口の設置 (ウ) 全国的な推進・情報提供支援 ①地域循環資源の活用に関する情報発信 のいずれかを記載 (複数実施する場合はそれぞれ分けて記載・提出)
---------------	--

(1) 事業実施主体の概要

- ※ 1 営業経歴 (沿革) など事業実施主体の概要を記載すること。
2 組織運営の公開性 (インターネットによる公表等) を示す内容を記載すること。
3 地域循環資源のマテリアル利用やエネルギー利用に関する専門的知見を十分に有していることが分かるように記載すること。
4 これまで行ってきた農林漁業と調和した地域循環資源のマテリアル利用やエネルギー利用の推進に関する活動について、どのような団体と連携を図ってきたか、どのような団体に対して推進活動を行ってきたか等について実績があれば、具体的に記載すること。

〔 過去 3 年以内における補助金等の交付決定取消の原因となる行為の有無 有・無
(該当する場合には、その概要及び当該取消を受けた年月日を記載してください。) 〕

事業 担 当 者 名 及 び 連 絡 先	氏名 (ふりがな)	
	所属 (部署名等)	
	役職	
	所在地	
	電話番号	F A X
	メールアドレス	U R L

(2) 事業の実施体制

- ※ 1 責任体制が把握できるように記載すること。
2 補助事業を実施できる能力、補助事業に係る経理その他の事務について適切な管理体制及び処理能力を有する内容を示すこと。
3 事業に関係する者の全体像が把握できるように記載すること。

(3) 事業の概要
※事業の趣旨、目的、内容等について記載すること。
(4) 事業の実施方法
※事業の実施手順等について記載すること。
(5) 事業実施のスケジュール
※事業全体の実施期間とスケジュールを記載すること。
(6) 事業目標
※事業目標を具体的かつ定量的に記載すること。 具体的な数値目標等の記載例（以下の例を参考に1つ以上記載すること。） (ア) 計画策定支援 ・ 関連事業者からの総提案件数を●件以上とする。 ・ 関連事業者とのマッチング件数を●件以上とする。 (イ) 相談窓口の設置 ・ 相談支援において、回答件数を●件以上とする。 (ウ) ①地域循環資源の活用に関する情報発信 ・ 地域循環資源を活用した地域活性化につながる取組の展開に向けた勉強会を●回以上開催する。 ・ 本事業で開催した勉強会の満足度を●%以上とする。
(7) その他の効果
※その他見込まれる効果について記載すること。

(8) 事業経費の配分及び積算内訳

(単位：千円)

区 分	事業費				備 考
		国庫補助金	自己負担	その他	
地域資源活用 展開支援事業 費 (ア) 計画策 定支援費 (イ) 相談窓 口の設置 費 (ウ) 全国的 な推進・ 情報提供 支援費 ① 地域 循 環資源の 活用に関 する情報 発信費					
計					

- ※1 備考欄には、区分欄に掲げる経費の根拠(経費内容、単価、数量、員数等)を詳細に記載すること。
- 2 仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」と、当該税額がない場合には「該当なし」と、当該税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。
- 3 他者に事業の一部を委託して行わせる場合は、委託先名(委託先が決定している場合)、委託する事業の内容及びそれに要する経費を備考欄に記載すること。

※欄に収まらない場合は別葉とすることができる。

(添付資料)

- 事業実施主体の概要(団体概要等)が分かる資料
 - 事業実施主体が民間企業である場合にあつては、営業経歴(沿革)及び直前3カ年分の決算(事業)報告書(又はこれに準ずるもの)
 - 事業実施主体が民間企業以外の者である場合にあつては、定款及び直前3カ年分の決算(事業)報告書(又はこれに準ずるもの)
 - その他事業実施主体の概要(団体概要等)が分かる資料(パンフレット、リーフレット等)
- 事業費の積算に事務局員手当、謝金又は賃金を計上する場合は、その根拠資料
- 他者に事業の一部を委託して行わせる場合は、委託契約書の案
- 他者に事業の一部を委託して行わせる場合は、一般競争入札により決定することが原則であるが、一般競争入札を行うことが困難又は不適當であり委託先が決定している場合は、それを行うことが困難又は不適當である理由及び委託先の概要が分かる資料

(別添 1 - 2) (第 2、6、7 関係)

地域資源活用展開支援事業実施計画書
(バイオマス産業都市推進協議会の体制整備等)

事業 事業 事業 担 当 者 名 及 び 連 絡 先	事業実施主体名	
	氏名（ふりがな）	
	所属（部署名等）	
	役職	
	所在地	
	電話番号	F A X
	メールアドレス	U R L
（１）事業実施主体の概要		
※１ 責任体制が把握できるように記載すること。 ※２ 補助事業を実施できる能力、補助事業に係る経理その他の事務について適切な管理体制及び処理能力を有する内容を示すこと。		
（２）事業の概要		
（目的）		
（内容）		

(3) 事業の実施方法
(4) 事業実施体制
(5) 事業実施のスケジュール
(6) 達成すべき成果
※達成すべき定量的な目標について記入すること。 具体的な数値目標等の記載例 ・ バイオマス産業都市構想の実現に向け、優事例や課題解決事例等の情報共有を行い、バイオマス産業都市間のネットワーク化を図るため、「バイオマス産業都市推進協議会」及び「優事例地区現地調査」をそれぞれ●回以上開催する。 ・ バイオマス産業都市構想に位置付けられた事業化プロジェクトの実現を推進するため、事業化プロジェクトの経営分析や指導・助言等を●箇所以上行う。 ・ バイオマス産業都市構想の構築を目指す自治体へ指導・助言等を行い、バイオマス産業都市構想の素案を●地区以上で作成する。 ・ バイオマス産業都市構想の取組の普及や構想の実現等を推進するため、関係する企業や研究機関、金融機関を含めた「バイオマス産業都市推進シンポジウム」を●回以上開催する。 ・ バイオマス産業都市推進協議会の自立化に向け、●者以上の企業等の参画を得る。

(7) 事業経費の配分及び積算内訳

(単位：千円)

区 分	事業費			備 考
		国庫補助金	自己負担	
計				

- ※1 備考欄には、区分欄に掲げる経費の根拠(単価、員数、日数等を明記した計算式等)を記載すること。
- 2 仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」と、当該税額がない場合には「該当なし」と、当該税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。
- 3 他者に事業の一部を委託して行わせる場合は、委託先名(委託先が決定している場合)、委託する事業の内容及びそれに要する経費を備考欄に記載すること。

※欄に収まらない場合は別葉とすることができる。

(添付資料)

1. 他者に事業の一部を委託して行わせる場合であって委託先が決定している場合は、委託先の概要がわかる資料
2. 他者に事業の一部を委託して行わせる場合は、委託する事業の内容及びそれに要する経費を記載した委託契約書の案

(別添 2) (第 2、6、7 関係)

メタン発酵消化液等の肥料利用の促進、食品産業環境対策事業実施計画書

第 1 事業実施主体の概要

※ 1 営業経歴（沿革）など事業実施主体の概要を記載すること。 2 組織運営の公開性（インターネットによる公表等）を示す内容を記載すること。		
— [過去 3 年以内における補助金等の交付決定取消の原因となる行為の有無 有・無 (該当する場合には、その概要及び当該取消を受けた年月日を記載してください。)] —		
事業 担 当 者 名 及 び 連 絡 先	氏名（ふりがな）	
	所属（部署名等）	
	役職	
	所在地	
	電話番号	F A X
	メールアドレス	U R L

(添付資料)

事業実施主体の概要（団体概要等）が分かる資料

- ・ 事業実施主体が民間企業である場合にあっては、営業経歴（沿革）及び直前 3 カ年分の決算（事業）報告書（又はこれに準ずるもの）
- ・ 事業実施主体が民間企業以外の者である場合にあっては、定款及び直前 3 カ年分の決算（事業）報告書（又はこれに準ずるもの）

第 2 総括表

事業種類	事業細目	事業費	負担区分		事業の委託	備考
			国庫補助金	事業実施主体		
		千円	千円	千円	(1) 委託先 (2) 委託する 事業の内容 及びそれに 要する経費	
合 計						

(注) 1 事業種類は、交付要綱別表 1 の区分により記入すること。

2 事業細目は、交付要綱別表 1 の I の (2) の 1 の (1) のイのメタン発酵消化液等の肥料利用の促進事業又は I の 1 の (2) の 2 の食品産業環境対策事業の項の経費の欄により記入すること。

第3 個別事業実施計画添付資料

1 事業の目的

2 事業の内容

- (1) 実施要領第3の1の(1)のイのメタン発酵消化液等の肥料利用の促進事業の(ア)のメタン発酵消化液等の利用促進活動の推進、(イ)の農業者等への理解醸成の促進(共通)

① 事業目標

目標(達成すべき成果)
成果(実績)

(注1) 目標(達成すべき成果)欄には、定性的な目標だけでなく、定量的な目標についても必ず記載すること

具体的な数値目標等の記載例

- ・普及啓発活動等により、●年までに、農業者等に対する消化液等の肥料利用の呼びかけを●件行う(若しくは、農業者等から消化液等の肥料利用の確約を●件得る。)
- ・普及啓発活動等により、●年までに、消化液等の肥料としての受入先を●件獲得する(若しくは、利用量●L(●kg)を達成する。)

(注2) 成果(実績)欄は、事業終了後速やかに記載すること。

- ② メタン発酵消化液等の肥料利用を促進することを目的に組織した協議会等の設立について

☐ 設立済み ☐ 事業採択後速やかに設立予定 (いずれかを選択)

(設立年月日: 年 月 日) (設立予定年月: 平成30年 月)

(注) 1 設置済みの場合は別添3(協議会等の概要)を添付すること

2 事業採択後速やかに設立予定の場合は別添4(設立予定の協議会等の概要)を添付すること

- (2) 実施要領第3の1の(1)のイのメタン発酵消化液等の肥料利用の促進事業のうち(ア)のメタン発酵消化液等の利用促進活動の推進

① 活動内容

実施要領第3の1の(1)のイのメタン発酵消化液等の肥料利用の促進事業の(ア)において実施できるとしている以下の取組のうち、予定している活動内容を可能な限り具体的に記載

- ・ 消化液等の肥料としての有効性についての見識等の共有
- ・ 消化液等を肥料として利用するための課題の抽出
- ・ 消化液等の肥料利用が良好になされている先進地の視察(視察予定地等)
- ・ 抽出した課題の解決方法の検討
- ・ 消化液等を有効利用するためのロードマップ等の作成

② 報告書の作成

作成部数	主な配布先	HP公表	備考
部			

(3) 実施要領第3の1の(1)のイのメタン発酵消化液等の肥料利用の促進事業のうち(イ)の農業者等への理解醸成の促進

① 活動内容

実施要領第3の1の(1)のイのメタン発酵消化液等の肥料利用の促進事業の(イ)において実施できることとしている以下の取組のうち、予定している活動内容を可能な限り具体的に記載

- ・ 消化液等の肥効分析（分析項目、分析回数等）
- ・ 現地圃場での肥料散布調査・実証（実施予定地、面積、散布量、栽培品種、実証期間等）
- ・ 上記の結果や調査・実証で得られた結果等を用いた農業者等への啓発活動（普及啓発資料の作成・配布、研修会の開催、消化液等のサンプル提供等）

② 報告書の作成

作成部数	主な配布先	HP公表	備考
部			

(4) 実施要領第3の2の(1) 食品ロス削減国民運動の展開事業のうちアのフードバンク活動の推進事業

① 事業目標

目標（達成すべき成果）
成果（実績）

（注）目標（達成すべき成果）欄は、事業実施計画作成時に記載すること。

具体的な数値目標等の記載例

- ・ 本事業により、平成●年度までに未利用食品（生鮮食品）の取扱量を●トン以上増加させ、食品ロスを削減する。

成果（実績）欄は、事業終了後速やかに記載すること。

② 検討会の開催

開催時期及び回数	出席者数	検討内容	備考
	人		

③ 研修会等の開催

開催時期	開催場所	参加人数	実施内容	資料作成部数	備考
		人		部	

④ 普及啓発の実施

開催時期	開催場所	参加人数	普及啓発の内容	資料作成部数
		人		部
資料配付部数	備考			
部				

⑤ 人材育成の実施

講習会等名称	時期	場所	参加人数	実施内容	備考
			人		

⑥ 連携強化の実施

開催時期	開催場所	参加人数	実施内容	資料作成部数	備考
		人		部	

⑦ 報告書の作成

作成部数	主な配布先	HP公表	備考
部			

⑧ フードバンク活動支援

リース等の期間	リース等の内容	備考

(5) 実施要領第3の2の(1) 食品ロス削減国民運動の展開事業のうちイのサプライチェーン上の商慣習の見直し事業

① 事業目標

目標（達成すべき成果）
成果（実績）

（注）目標（達成すべき成果）欄は、事業実施計画作成時に記載すること。

具体的な目標等の記載例

・食品関連事業者におけるフードチェーン全体の食品ロス削減に資する取組（納品期限の緩和、年月表示化等）の拡大。

成果（実績）欄は、事業終了後速やかに記載すること。

② 検討会の開催

開催時期及び回数	出席者数	検討内容	備考
	人		

③ 調査研究の実施

調査研究時期	調査研究対象	調査研究内容	備 考

④ 報告書の作成

作 成 部 数	主 な 配 布 先	H P 公表	備 考
部			

(6) 実施要領第3の2の(2) 食品産業の地球温暖化・省エネルギー対策促進事業のうちアの事業者の地球温暖化・省エネルギー対策に向けた調査・分析及び検討会・研修会の開催

① 事業目標

目標（達成すべき成果）
成果（実績）

(注) 目標（達成すべき成果）欄は、事業実施計画作成時に記載すること。

具体的な数値目標等の記載例

・研修会参加者の研修内容の満足度（5点満点）平均を3点以上とする。

成果（実績）欄は、事業終了後速やかに記載すること。

② 検討会・研修会等の開催

検討会開催時期及び回数	出席者数	検 討 内 容	備 考
	人		

研修会等開催時期及び回数	出席者数	実 施 内 容	備 考
	人		

③ 事業者等の実態調査

実施期間	収集方法	収集内容	備考

④ 報告書の作成

作 成 部 数	主 な 配 布 先	H P 公表	備 考
部			

(7) 実施要領第3の2の(2) 食品産業の地球温暖化・省エネルギー対策促進事業のうちイの優良者表彰の実施

① 事業目標

目標（達成すべき成果）
成果（実績）

（注）目標（達成すべき成果）欄は、事業実施計画作成時に記載すること。

具体的な数値目標等の記載例

- ・表彰式の後に開催される事例発表会参加者の事例発表内容の満足度(5点満点)平均を3点以上とする。

成果（実績）欄は、事業終了後速やかに記載すること。

② 審査委員会の開催

開催時期及び回数	出席者数	検 討 内 容	備 考
	人		

③ 優良者表彰式の実施

実施時期	実施場所	参加人数	実 施 内 容	資料作成部数	備 考
		人		部	

④ 表彰事例集の作成

作 成 部 数	主 な 配 布 先	H P 公表	備 考
部			

(別添3) (第2関係)

(設立済みの場合)

協議会等の概要

- 1 協議会等の名称
- 2 主たる事務所の所在地
- 3 代表者の役職及び氏名
- 4 設立年月日
- 5 事業年度 (月～ 月)
- 6 協議会等を構成している者(会社・団体等)の概要

団体、個人名等	担当分野
(例) ・ J A〇〇 ・ 〇〇株式会社 ・ 農林次郎 ・ 〇〇株式会社 ・ 農林次郎(農家) ・ 〇〇食品株式会社 ・ 〇〇市農林課 ・ 農事組合	・ 営農指導 ・ 有識者会議委員 ・ 有識者会議委員 ・ 肥効分析会社 ・ 有識者会議委員 ・ 肥料供給者 ・ 事務局 ・ 肥料需要者代表(実証圃場提供)

- 7 設立目的
- 8 事業の内容
- 9 特記すべき事項
- 10 添付書類
 - (1) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約(又はこれに準ずるもの)及び総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算等
 - (2) 本事業のために新たに設立した場合は、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類(設立総会資料、設立総会議事録等)
 - (3) その他参考資料

(別添4)(第2関係)

(事業採択後速やかに設立予定の場合)

設立予定の協議会等の概要

- 1 協議会等の名称
- 2 主たる事務所の所在地
- 3 代表者の役職及び氏名
- 4 設立年月日
- 5 事業年度(月～ 月)
- 6 協議会等を構成している者(会社・団体等)の概要

団体、個人名等	担当分野
(例) ・JA〇〇 ・〇〇株式会社 ・農林次郎 ・〇〇株式会社 ・農林次郎(農家) ・〇〇食品株式会社 ・〇〇市農林課 ・農事組合	・営農指導 ・有識者会議委員 ・有識者会議委員 ・肥効分析会社 ・有識者会議委員 ・肥料供給者 ・事務局 ・肥料需要者代表(実証圃場提供)

- 7 設立目的
- 8 事業の内容
- 9 特記すべき事項
- 10 添付書類
 - (1) 設立に向けた関係者の協議・調整等を示す書類(協議会等に参加を予定している者の参加意思表明書、設立に関して合意した会議の議事録及び仮合意書等)
 - (2) その他参考資料
 - 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約の(案)(又はこれに準ずるもの)等

(注) 各項目の記載内容について、予定の場合は括弧書きで予定と記載すること。

(別添 5) (第 2、6、7 関係)

農山漁村再生可能エネルギー地産地消型構想支援事業実施計画書
(前年度から継続して本事業を実施する事業実施主体用)

(1) 協議会及び構成員の概要		
※協議会及び協議会を構成している者(会社・団体等)について、営業経歴(沿革)などの概要を会社・団体等ごとに、記載すること。		
[過去3年以内における補助金等の交付決定取消の原因となる行為の有無 有・無 (該当する場合には、その概要及び当該取消を受けた年月日を記載してください。)]		
事業 担 当 者 名 及 び 連 絡 先	氏名(ふりがな)	
	所属(部署名等)	
	役職	
	所在地	
	電話番号	F A X
	メールアドレス	U R L
(2) 事業の実施体制		
※1 責任体制が把握できるように記載すること。 2 補助事業を実施できる能力、補助事業に係る経理その他の事務について適切な管理体制及び処理能力を有する内容を示すこと。 3 事業に関係する者の全体像が把握できるように記載すること。		

(3) 事業の概要

- ※1 事業の趣旨、目的、内容等について記載すること。
- 2 本事業で設立を検討する地域主体の小売電気事業者については、エネルギーの地産地消を実施する予定の地域関係者が小売電気事業者の意思決定を実質的に支配する体制が構築されることが見込まれるかが分かるように記載すること。
- 3 地産地消を検討する再生可能エネルギーについて、供給側の発電等設備（既設、又は地産地消を開始するまでに確実に設置が見込まれるもの）と、利用側の農林漁業関連施設等を具体的に記載すること。
- 4 再生可能エネルギーの地産地消を推進することを通じて、地域の農林漁業の健全な発展に好影響を及ぼすことが期待される内容を記載すること。
- 5 農林漁業の生産活動に対する悪影響の回避、住民や環境への配慮等に係る検討方針が分かるように記載すること。
- 6 上記1～5について、これまでの成果を踏まえて記載すること。

〔 重複申請の有無 有・無
（有の場合は、申請中の応募事業名及び事業概要を記載してください。） 〕

(4) これまでの事業成果

- ※1 これまでの事業の進捗状況及び成果が分かるように記載すること。
- 2 これまで事業を実施した中で明らかとなった課題及びその克服方法を具体的に記載すること。

(5) 事業の実施方法

※事業の実施手順等について記載すること。

(6) 事業実施のスケジュール

- ※1 再生可能エネルギーの地産地消（地域主体の小売電気事業者による農林漁業関連施設等への電力供給）を開始するまでの事業全体の実施期間とスケジュールを明示した上で、申請した年度に行う取組が分かるように記載すること。
- 2 事業実施計画を反映した農山漁村再生可能エネルギー法に基づく市町村の基本計画の策定・公表スケジュールも併せて記載すること。

(7) 事業目標

- ※再生可能エネルギーの地産地消の取組開始予定年月、実施規模、地域での普及目標、地域活性化の案等の事業目標を具体的かつ定量的に記載すること。
具体的な数値目標等の記載例（以下の例を参考に1つ以上記載すること。）
- ・本事業を通じて設立した小売電気事業者が、地域内で発電された再生可能エネルギー電気を平成●年度までに●kW以上調達するとともに、地域の農林漁業関連施設等に対し、平成●年度までに●kW以上供給する。
 - ・本事業を通じて設立した小売電気事業者が、地域内の再生可能エネルギー発電施設からの電気を平成●年度までに●件以上調達するとともに、地域の農林漁業関連施設等に対し、平成●年度までに●件以上供給する。

(8) 事業経費の配分及び積算内訳

(単位：千円)

区 分	事業費				備 考
		国庫補助金	自己負担	その他	
1 再生可能エネルギーの地産地消開始に向けた各種取組費					
2 報告書作成費					
計					

- ※1 備考欄には、区分欄に掲げる経費の根拠（経費内容、単価、数量、員数等）を詳細に記載すること。
- 2 仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」と、当該税額がない場合には「該当なし」と、当該税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載すること。
- 3 他者に事業の一部を委託して行わせる場合は、委託先名（委託先が決定している場合）、委託する事業の内容及びそれに要する経費を備考欄に記載すること。

※欄に収まらない場合は別葉とすることができる。

(添付資料)

- 協議会の概要が分かる資料（別添6）
- 協議会の事務局を構成している者（会社・団体等）の概要が分かる資料
 - 民間企業である場合にあっては、営業経歴（沿革）及び直前3か年分の決算（事業）報告書（又はこれに準ずるもの）及びその他必要に応じ財務状況に関する資料
 - 民間企業以外の者である場合にあっては、定款及び直前3か年分の決算（事業）報告書（又はこれに準ずるもの）及びその他必要に応じ財務状況に関する資料
 - 特認団体である場合にあっては、当該団体の概要（別添7）
 - その他概要が分かる資料（パンフレット、リーフレット等）
- 事業費の積算に専門員手当、委員謝金又は補助賃金を計上する場合は、その根拠資料
- 他者に事業の一部を委託して行わせる場合は、委託契約書の案
- 他者に事業の一部を委託して行わせる場合は、一般競争入札により決定することが原則であるが、一般競争入札を行うことが困難又は不適当であり委託先が決定している場合は、それを行うことが困難又は不適当である理由及び委託先の概要が分かる資料

(別添6) (第2関係)

協 議 会 の 概 要

- 1 協議会の名称
- 2 主たる事務所の所在地
- 3 代表者の役職及び氏名
- 4 設立年月日
- 5 事業年度 (月～ 月)
- 6 協議会を構成している者(会社・団体等)の概要

名 称	所在地	代表者氏名	概 要	備 考
			※会社・団体等ごとに、事業概要、従業員数、資本金、売上高等について記載	※事務局を担う者はその旨を記載

- 7 設立目的
- 8 事業の内容
- 9 特記すべき事項
- 10 添付書類
 - (1) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約(又はこれに準ずるもの)及び総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算等
 - (2) 本事業のために新たに設立した場合は、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類(設立総会資料、設立総会議事録等)
 - (3) その他参考資料

(別添7) (第2関係)

団 体 の 概 要

- 1 団体の名称
- 2 主たる事務所の所在地
- 3 代表者の役職及び氏名
- 4 設立年月日
- 5 事業年度 (月～ 月)
- 6 構成員の概要

名 称	所在地	代表者氏名	概 要	備 考
			※事業概要、従業員数、資本金、 売上高等について記載	

- 7 設立目的
- 8 事業の内容
- 9 特記すべき事項
- 10 添付書類
 - (1) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約(又はこれに準ずるもの)及び総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算等
 - (2) 新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類(設立総会資料、設立総会議事録等)
 - (3) その他参考資料

別記様式2（第2関係）

持続可能な循環資源活用総合対策事業特認団体承認申請書

- 1 団体の名称
- 2 主たる事務所の所在地
- 3 代表者の役職名及び氏名
- 4 設立年月日
- 5 事業年度（ 月～ 月）
- 6 構成員

名称	所在地	代表者 氏名	大企業・ 中小企業 の別	従業員 数	資本金	年間販売 額	主要事 業	備考

- 7 設立目的
- 8 事業の内容
- 9 特記すべき事項

10 添付書類

- （1）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約（又はこれに準ずるもの）及び総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算等
- （2）新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類（設立総会資料、設立総会議事録等）
- （3）その他参考資料

別記様式3（第6関係）

番 号
年 月 日

団体名

代表者の役職及び氏名 殿

（事業承認者） 印

平成○年度持続可能な循環資源活用総合対策事業の事業実施計画の
承認について

平成○年○月○日付け○○○○により申請のあった平成○年度持続可能な循環資源活用総合対策事業の事業実施計画については、農山漁村6次産業化対策事業実施要綱（平成24年4月20日23食産第4049号農林水産事務次官依命通知）第5の1（注）の規定に基づき、（変更又は中止若しくは廃止を）承認する。

（注）変更又は中止若しくは廃止の承認の場合は、「第5の2」とする。

別記様式 4（第 7 関係）

番 号
年 月 日

（事業承認者） 殿

所 在 地
団 体 名

代表者の役職及び氏名 印

平成○年度メタン発酵消化液等の肥料利用の促進事業成果状況報告
書の提出について

持続可能な循環資源活用総合対策事業実施要領（平成 3 0 年 3 月 2 9 日付け
2 9 食産第 5 4 9 8 号農林水産省食料産業局長通知）第 7 の 2 の規定に基づき、
別添のとおり事業成果状況報告書を提出する。

(別添) (第 7 関係)

1. メタン発酵消化液等の肥料利用の状況

【発生量 (調達量)】

過年度 (平成○年)	平成○年
○○L、○○kg	○○L、○○kg

【利用量】

過年度 (平成○年)	平成○年
○○L、○○kg	○○L、○○kg

【利用先】

過年度 (平成○年)	平成○年
農家 : ○○戸、○○ha	農家 : ○○戸、○○ha

2. 考察

※事業実施計画書に記載した活動内容等に基づく、地域での消化液等の活用の取組状況について、過年度 (事業実施前又は前回の事業成果報告書提出時) からの進捗状況 (利用先、利用量等) や課題に対する対応状況について具体的に記載する。

別記様式 5（第 7 関係）

番 号
年 月 日

（事業承認者） 殿

所 在 地
団 体 名

代表者の役職及び氏名 印

平成○年度農山漁村再生可能エネルギー地産地消型構想支援事業成果状況報告書の提出について

持続可能な循環資源活用総合対策事業実施要領（平成 30 年 3 月 29 日付け 29 食産第 5498 号農林水産省食料産業局長通知）第 7 の 2 の規定に基づき、別添のとおり事業成果状況報告書を提出する。

(別添) (第 7 関係)

1 再生可能エネルギーの地産地消を行う組織の概要

- ・組織名：
- ・代表者：
- ・所在地：
- ・設立：平成○年○月○日
- ・資本金：○○○万円
- ・事業内容

[]

2 上記 1 の組織で買電する再生可能エネルギー発電設備の概要

- ・発電設備の種類：○○発電設備
- ・設置場所：
- ・設置年月日：平成○年○月○日
- ・最大発電出力：○○○kW
- ・事業費：○○○千円
- ・FIT適用の有無： 有 ・ 無
- ・買取価格：○○円/kWh

3 上記 1 の組織で取扱う電力量等

- ・年間総買電量：○○kWh
- ・年間総売電量：○○kWh
- ・売電先の施設（売電価格）：○○○（○○円/kWh）

4 農林漁業の健全な発展に資する取組の内容（※定量的に記載）

[]

5 運営上の課題

6 電気以外の再生可能エネルギーによる地産地消の取組

7 その他

別記様式 6（第 7 関係）

番 号
年 月 日

（事業承認者） 殿

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名 印

平成○年度フードバンク活動の推進事業に係る事業成果報告書

平成○年度フードバンク活動の推進事業の平成○年度における事業成果について、持続可能な循環資源活用総合対策事業実施要領（平成 30 年 3 月 29 日 付け 29 食産第 5498 号農林水産省食料産業局長通知）第 7 の 2 の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 事業本格実施の達成状況

（1）平成○○年○○月達成

（2）平成○○年○○月現在未達成

ア 現状と今後の予定

--

イ その他の特記事項

--

2 1 で達成とした場合の確認用添付書類

（1）直近の事業報告

（2）直近の会計報告

（3）その他事業概要が把握できる書類等（パンフレット等）